

事業の精査と見直し(経営方針推進プログラム No.8)の進め方について

1 趣旨・目的

市では、これまで、事業の外部化や多様な主体との連携などにより、効率的・効果的な事業実施に努めてきました。一方で、地方分権改革に伴う権限移譲や規制緩和の流れを受け、基礎自治体として担う必要のある事業はなお増大する傾向にあります。また、市民ニーズの多様化や社会保障関係費の増加により歳出の規模は年々増え続け、さらには、経年による公共施設等の社会資本の老朽化への対策にも取り組んでいかなければなりません。加えて、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症への対応などの教訓を踏まえ、新たに発生する課題に迅速に対応する体制を常に整えておく必要性がより高まっています。

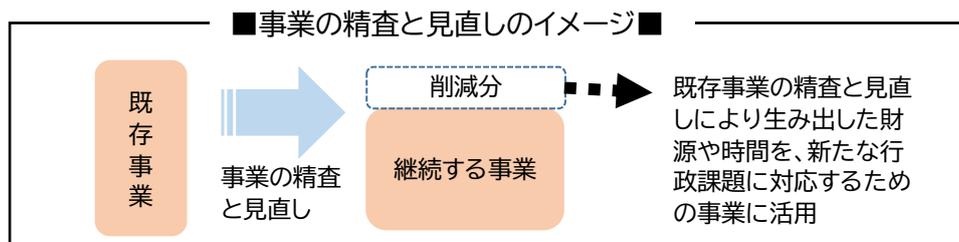
歳入面においても、コロナ禍における経済情勢の悪化を受けて、市税収入の大幅な減少が見込まれ、回復には相当の時間を要することが予想されます。

財政調整基金や公共施設整備基金も減少が進む見通しであり、基金を取り崩しながらの事業実施は、やがて限界を迎えます。

このように、財源確保が難しさを増すなか、増大する事業ニーズに対応する経費を捻出しなければならぬ厳しい状況においては、既存の事業に優先順位をつけ、優先順位の低い事業に要するコストを削減する、抜本的な見直しが避けられません。限りある財源を有効活用し、適時に必要な事業へ予算を配分していくため、選択と集中により行政サービスの最適化を図ることが必要です。

そのため、全ての事業について、客観的な指標を用いて検証を行い、対象として抽出した事業について、見直しの視点に基づき統廃合・縮小・代替案への転換等によって財源や時間を生み出すことを目指します。

なお、平成30年度に実施した職員による事務事業見直し案から抽出した4事業については、本内容と並行して見直しを進めます。



2 見直しの視点

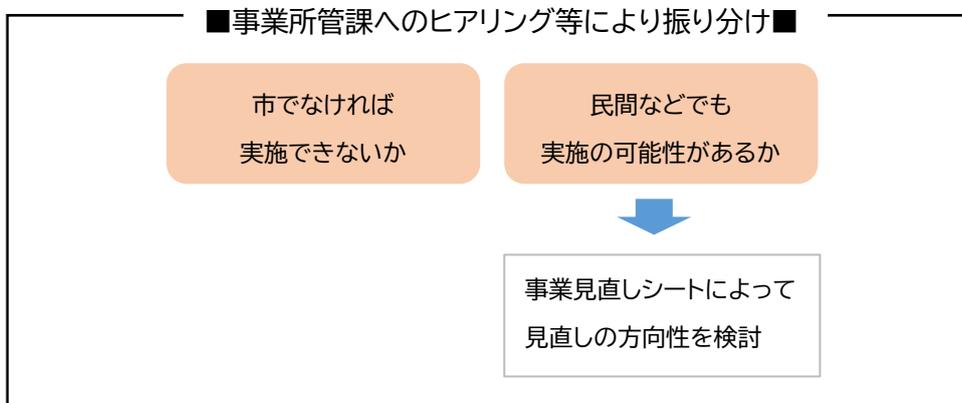
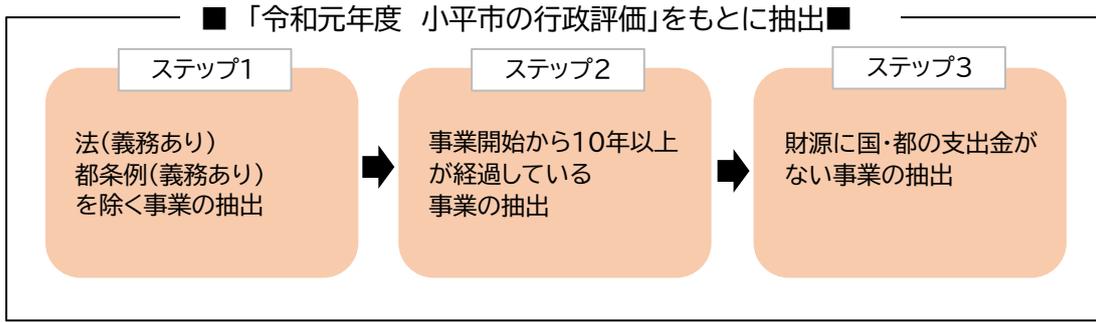
地方自治法では、「最小の経費で最大の効果をあげること」、「常に組織及び運営の合理化に努めること」を地方公共団体の責務として定めており、これらは、事業を行っていくうえでの基本的な考え方となります。さらに、今後の少子高齢化を見据え、将来に過度な負担を残さない、持続可能な行政サービスを展開することが、将来世代への責任となります。

こうした考えのもと、次のような視点に基づき対象事業を抽出します。

■見直しの視点■

- ・法令等(都条例含む)で義務付けのある事業か
- ・開始当初の目的・意義が失われていないか、既に目的が達成されていないか
- ・民間等が担える分野ではないか
- ・効率的な実施がされているか

3 対象事業の抽出と仕分け等の手順



■ 事業見直しシート

事業名						担当課	
根拠規定(要綱等)						開始年度	
第四次長期総合計画の位置付け	自治体経営方針						
事業目的							
対象							
事業内容							
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
総コスト【千円】							
事業費【千円】							
人件費【千円】							
正規職員数【人】							
再任用数【人】							
対象数							
活動単位あたりコスト【千円】							
見直しの視点	点数						備考
①効率性が下がっている							
②開始当初の目的・意義が失われている							
③対象者・事業量が減少している							
④対象者が少数に限定されている							
⑤重複・類似する事業がある							
⑥他市で類似の事業がない							
⑦将来的な財政負担が見込まれる							
合計点数							
※点数は、「あてはまる=5」、「どちらともいえない=3」、「あてはまらない=1」から選択							
見直しの方向性							

主に事務事業評価票から転記

事業所管課と行政経営課で検討

『統廃合・縮小・代替案』が適当な事業か否か、経営方針推進委員会において仕分けを実施、提案

見直しの方向性(統廃合・縮小・代替案)及び期間(短期・中期・長期)について、事業所管課で検討、経営方針推進本部で協議

4 職員による事務事業見直し案から抽出した 4 事業

令和元年 6 月に、外部の委員で構成する行財政改革推進委員会で提示した「事務事業の見直しの考え方(事務事業の見直しに係る平成30年度取組の総括)」において示している内容に沿って、その後の状況の変化を踏まえながら進めていきます。

提案件名	提案の着想・着眼点	提案概要
「敬老記念品贈呈事業」の廃止・縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・時代・目的との適合性 ・類似事業の集約・統合、実施主体の見直し ・効果的な運営、事業の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行っている敬老記念品贈呈事業の廃止、または 88 歳対象者の廃止、対象年齢の引き上げ等の見直しを行う。 ・88 歳を迎えた方に 1 万円分の商品券、100 歳を迎える方に 3 万円の商品券を、毎年 9 月に民生委員・児童委員及び郵送にて贈呈しているが、88 歳の敬老記念品対象者は毎年増加傾向である。 ・事業が始まった昭和 33 年当時とは状況が変わり、今後高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等により、敬老記念品対象者の増加による更なる事業費の増が想定されることから、本事業について見直しが必要と考える。 ・市が行っている敬老記念品贈呈事業と、社会福祉協議会が行っている 90 歳表彰の対象者の年齢が近く、対象者の多くが重複している。高齢化に伴い対象者が増える中で、似たような事業を両者でやらなくてもよいのではないかと。
「動く市役所事業(5 会場)」の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・省力化・執行上の工夫 ・公平性の確保 ・対象者・利用者の適合性 	<ul style="list-style-type: none"> ・動く市役所では現在、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・都民税課税・非課税証明書等について、現地で即日交付することが可能となっている。 ・収納業務も実施しているが、現在では、金融機関はもちろんのこと、コンビニエンスストア等での支払いもできるようになっている。 ・本事業は、事業開始当時から取り巻く状況が変化しているにも関わらず、しばらく見直しがなされていない。 ・当市は市役所および東・西出張所があり、東西へ移動する交通手段については比較的便利であるが、市の中心線から離れている南北のエリアについては、市役所や出張所への交通手段も少ないことからアクセスが不自由で、動く市役所利用のニーズが高いと考える。 ・動く市役所の地域的なサービス提供の公平性が確保できるよう、ニーズが高いと考えられる南北の離れたエリアに巡回会場を設定することが望ましい。
「萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」の廃止・縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の廃止等の検討 ・類似事業の集約・統合、実施主体の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外プールである東部公園プールと萩山公園プールの両プールを廃止するか、存続する場合には、毎年どちらかの施設は利用可能となるよう、隔年で開設する。 ・屋外プールの開放事業は、年間の開設日数が限られているにもかかわらず、施設の維持管理費が多額である。 ・1 つの市で、屋内体育館プールのほか、屋外のプールを 2 つ維持することは財政的に無理がある。 ・廃止の場合は、それにより生み出される財源を、運営を継続するプールの施設修繕費等に充当する。 ・屋外プール事業を廃止・縮小する場合は、近隣の公営プールや民間プール利用の割引制度の拡充などを検討する必要がある。
中央公園駐車場の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保 ・適正な受益者負担 ・省力化・執行上の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園の第一駐車場について、駐車場の利用を有料とする。 ・駐車場の利用者は、施設の一定空間を占有し、その駐車場の整備及び管理にはコストが必要であることなど特定の受益がある。そのため、「小平市公共施設等の有効活用に関する方針」(平成 19 年 9 月)において、公共施設の駐車場については、有料化に関する検討を進める方向性が示されており、特に中央公園駐車場については、具体的に取り組む事項となっている。

■ 事業の精査と見直しのスケジュール

	担当・経営本部	経営方針推進委員会	議会	市民参加
令和3年度	6/14 (行財政改革推進本部) 進め方について協議	6/24 進め方について意見聴取	6月末 経営方針推進プログラムとともに、進め方について議員ポストに投函	6月末 経営方針推進プログラムとともに、進め方についてホームページで公表
	7月～8月 対象事業の抽出 事業所管課へのヒアリング 職員提案による4事業を含め、見直し検討シートの作成 (経営方針推進本部) 見直し検討シートの内容協議			8月 (4事業を含め)対象事業の1次選定について、ホームページで公表
		9月中旬 見直し検討シートの内容をもとに仕分けを実施、提案		10月 仕分けによる提案をホームページで公表
	10月～11月 仕分けの提案について事業所管課で検討 (経営方針推進本部) 職員提案による4事業の見直し実施の内容協議		12月 職員提案による4事業の見直し実施について議員ポストに投函	12月 職員提案による4事業の見直し実施についてホームページで公表
	1月下旬 (経営方針推進本部) 職員提案による4事業の見直しについて、令和4年度中期実行プランに反映	2月上旬 職員提案による4事業の見直しについて、令和4年度中期実行プランに反映(報告)	2月上旬 職員提案による4事業の見直しについて、令和4年度中期実行プランにおいて提示	3月 職員提案による4事業の見直しについて、令和4年度中期実行プランにおいて提示
令和4年度	上旬 (経営方針推進本部) 仕分け提案を踏まえ、見直し内容及びスケジュールを協議		中旬 仕分け提案を踏まえ、見直し内容及びスケジュールについて議員ポストに投函	中旬 仕分け提案を踏まえ、見直し内容及びスケジュールについてホームページで公表
	下旬 (経営方針推進本部) 仕分け提案に基づく見直し事業について、令和5年度中期実行プランに反映	下旬 仕分け提案に基づく見直し事業について、令和5年度中期実行プランに反映(報告)	下旬 仕分け提案に基づく見直し事業について、令和5年度中期実行プランにおいて提示	下旬 仕分け提案に基づく見直し事業について、令和5年度中期実行プランにおいて提示

5 これまでの事業見直しの取組(参考)

市では、これまでも行政評価を活用した事務事業の見直しや、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、常に様々な手法により取り組んできました。

過去には、「小平市行財政再構築プラン」の改革推進プログラムに事業仕分けの実施を位置づけ、平成21年6月に制定した小平市事業仕分け実施要領に基づき、平成21年度から23年度まで実施しました。

この事業仕分けは、長期にわたり実施している事業を振り返ることを目的に、事業の在り方について検討を進めた結果、事業の見直しが進むとともに、一定の財政効果が得られました。

その後、「小平市第3次行財政再構築プラン」の改革推進プログラムに「事務事業の見直しの検討」を掲げ、職員による提案なども含めた見直しの手法について検討を進めました。

このような経過を踏まえ、令和3年度からは「第1期小平市経営方針推進プログラム」においてNo.8「事業の精査と見直し」を掲げ、継続的に取り組むこととしております。